

議会改革特別委員会中間報告書

議 第 4 2 6 号

平成 2 5 年 9 月 2 0 日

天童市議会議長 水 戸 保 様

議会改革特別委員会

委員長 小 松 善 雄



本特別委員会に付託された事項について、下記のとおり、天童市議会会議規則第45条第2項の規定に基づき中間報告をします。

記

1 付託された事項  
議会改革に関すること

2 開催状況（平成24年10月11日以降）

開催日	検討（協議）項目
平成24年10月15日 （第14回）	・ 正副委員長の互選
平成24年11月12日 （第15回）	①会派について ②政務調査費について
平成24年11月26日 （第16回）	①会派について ②政務調査費について
平成24年12月3日 （第17回）	①会派について ②議会報告・意見交換会で出された意見・要望に対する対応策について
平成24年12月18日 （第18回）	①政務調査（活動）費について ②議会報告・意見交換会で出された意見・要望に対する対応策について
平成25年1月15日 （第19回）	①政務調査（活動）費について ②議会報告・意見交換会の組合せについて
平成25年1月28日 （第20回）	①政務調査（活動）費について ②議員定数、議員報酬について
平成25年2月12日 （第21回）	①議員定数、議員報酬について ②これまで決まった事項の詳細について

平成25年2月25日 (第22回)	①これまで決まった事項の詳細について ②議員定数、議員報酬について
平成25年3月18日 (第23回)	①正副議長選挙に係る所信表明会に関する実施要領 (案)について ②新会派制について
平成25年3月25日 (第24回)	①議会基本条例について
平成25年4月8日 (第25回)	①議会基本条例について
平成25年4月23日 (第26回)	①議会基本条例について
平成25年5月14日 (第27回)	①議会基本条例について ②議員定数、議員報酬について
平成25年5月28日 (第28回)	①議会基本条例について ②議員定数、議員報酬について
平成25年6月10日 (第29回)	①議員定数、議員報酬について
平成25年6月25日 (第30回)	①議員定数、議員報酬について ②議会報告・意見交換会の対応について
平成25年7月9日 (第31回)	①議員定数、議員報酬について
平成25年8月12日 (第32回)	①議員定数、議員報酬について
平成25年9月17日 (第33回)	①議会基本条例について ②災害時の議会の在り方について

### 3 検討の結果（特別委員会における平成24年10月11日以降の決定事項）

検討項目	現状（検討前）	検討結果
会派について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・3人以上の議員によって会派を構成できる。</li> <li>・各委員会の正副委員長は交渉会派の会議によって内定する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・2人以上の議員によって会派を構成できるようにするものとする。</li> <li>・各派代表者会の構成を会派所属議員2人当たり1人とするものとする。</li> <li>・各委員会の正副委員長は各委員会で互選するものとする。</li> </ul>
政務調査（活動）費について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議員一人当たり月額13,000円を会派に交付する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法の改正に伴い名称を政務活動費に変更するも</li> </ul>

		<p>のとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・会派による陳情・要請活動も交付対象とするものとする。</li> <li>・額や使途基準等については変更なし。</li> </ul>
議員定数について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 22名</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 変更なし。</li> </ul>
議員報酬について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬月額は議長 470,000 円、副議長 418,000 円、議員 393,000 円。</li> <li>・ 期末手当の加算割合は 40 パーセント。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 議員報酬月額については変更なし。(平成 25 年 7 月から平成 26 年 3 月までの間、議長 10 パーセント、副議長 8 パーセント、議員 6 パーセント削減している。)</li> <li>・ 期末手当は、平成 26 年 4 月から平成 27 年 9 月までの間、期末手当の加算割合を 20 パーセントとするものとし、議員全体で年間約 500 万円の削減を行うものとする。</li> </ul>